

熊本県農業経営改善計画認定事務取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知）等（以下「関係法令及び要綱等」という。）に基づき、知事が行う農業経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）の認定に必要な事項を定めるものとする。

（認定申請の手続き）

第2条 県内の二以上の市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者であって、経営改善計画を作成して認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、農業経営改善計画認定申請書（様式第1号）に個人情報取扱いの同意書を添付して、原則、居住市町村を管轄する広域本部（地域振興局）農林（水産）部農業普及・振興課（以下「農業普及・振興課」という。）に提出するものとする。

2 農業普及・振興課は、提出があった経営改善計画に記載漏れがないか等を確認し、記載漏れ等の不備がない場合には申請を受理する。なお、記載漏れ等の不備がある場合は、申請を受け付けないこととし、修正後の再提出を求める。また、認定申請者が希望する場合は、農業普及・振興課で経営改善計画の作成について助言等を行う。

3 農業普及・振興課は、受理した書類を、速やかに農林水産部生産経営局農地・担い手支援課（以下「農地・担い手支援課」という。）に進達する。

4 農地・担い手支援課は、進達された提出書類の内容審査、一覧表整理などの認定に必要な事務を行う。

（経営改善計画の認定）

第3条 知事は、経営改善計画の提出があったときは、関係法令及び要綱等で定める認定要件に基づき審査するとともに、関係市町村への意見聴取の結果を踏まえて、適当と認めるときは、これを認定するものとする。なお、意見聴取の結果、関係市町村から認定が適当でないとの回答があった場合には、その後の認定申請者と当該市町村の協議を踏まえて、当該市町村が認定は適当であると認めるに至った場合に認定を行うものとする。

（関係市町村の意見聴取）

第4条 知事は、認定をしようとするときは、関係市町村に認定に係る経営改善計画の写しを付した意見聴取依頼を送付して意見を聴くものとする。この場合、当該市町村は、基本構想に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適当か否かを判断し、県知事へ意見を述べるものとする。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すこととする。

(協議の場の設定)

第5条 前項の意見聴取において、一部の市町村から認定が適当でない旨の回答があった場合は、認定申請者と当該市町村による協議の場を設けるものとする。

(経営改善計画の認定の処理期間)

第6条 認定申請者の農業経営に支障をきたさないよう、認定に要する標準的な処理期間の目安は申請受理から1～2ヵ月程度とし、県庁ホームページにて公表する。ただし、提出書類に不備がある場合や、申請に伴う審査や関係市町村の意見聴取に時間を要する場合は、この限りではない。

(経営改善計画の認定の通知)

第7条 経営改善計画の認定(変更の認定を含む)を行ったときは、様式第2号により、認定した旨を当該認定申請者に通知するとともに、認定書の写し及び経営改善計画認定申請書の写しを付して、関係市町村及び農地中間管理機構、関係農業普及・振興課にその旨を通知する。また、市町村は、県知事から認定の通知を受けたときは、農業委員会その他の関係機関にその旨を通知するものとする。

(経営改善計画の審査体制)

第8条 経営改善計画の認定は、関係法令及び要綱等に記載された認定要件と関係市町村の意見をもとに適否を判断するものとし、関係市町村間で認定の適否が分かれる場合は、理由等を確認し、調整のうえ判断する。なお、関係市町村が、必要に応じて、農業者等及び税理士、中小企業診断士等の専門的な知識を有する者から意見を聴取するため審査会を開く場合は、認定申請者に不利益が生じない範囲でこれを妨げない。

(申請の取下げ)

第9条 認定申請者から経営改善計画認定申請書の取下げ申出書の提出があったときは、これを受理し、認定申請者に経営改善計画認定申請書を付してその旨を通知するとともに、関係市町村及び関係農業普及・振興課にその旨を通知する。

(経営改善計画の却下)

第10条 関係市町村の意見聴取や協議の結果、認定要件に適合しないと判断した場合は申請を却下するものとする。その場合は、認定申請を却下した旨及び却下の理由、第三者から意見聴取等を行った場合はその結果の内容を当該認定申請者に書面により通知するものとする。

(経営改善計画の変更)

第11条 認定申請者が当該認定に係る経営改善計画を変更しようとするときは、第2及び第3の規定を準用する。この場合において、農業経営改善計画認定申請書(様式

第1号)とあるのは経営改善計画変更認定申請書と読み替えるものとする。

ただし、変更しようとする内容が認定の判断に影響しない軽微なものであるときは、変更の内容が確認できる書類等を知事へ提出すれば足りるものとする。

(再認定(更新)の案内)

第12条 計画期間満了を迎える認定申請者への再認定の案内は認定権者が行うものとし、県知事が認定した認定申請者に対しては、農地・担い手支援課が計画期間満了までに余裕をもって再認定の案内を行うこととする。

(経営改善計画認定書の再発行)

第13条 知事は、経営改善計画の認定を受けた認定農業者から経営改善計画認定書(様式第2号)の再発行申請書の提出があり、内容が適正と認められるときには、経営改善計画認定書の再発行を行うこととする。

附 則

- 1 この運用は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この運用は、令和2年10月1日から施行し、令和2年10月1日から適用する。
- 3 この運用は、令和3年3月31日から施行し、令和3年3月31日から適用する。

様式例 1 (個人情報取扱いの同意)

農業経営改善計画の認定に係る個人情報の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。

熊本県は、農業経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、熊本県は、本認定業務のほか、人・農地プランの作成・見直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。

このほか、経営改善計画の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	①認定農業者の氏名（法人にあつては名称及び代表者名）及び年齢、②住所、③経営改善計画の認定の有効期間、④経営改善計画の内容、⑤経営改善計画の実施状況や専門家からの助言等の内容 等
情報を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、地域農業再生協議会、農業会議（農業委員会ネットワーク機構）、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金、農業経営相談所 等

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

令和 年（ 年） 月 日

氏名（名称・代表者）

※自署で御記入ください。



農業経営改善計画認定申請受付チェック票

1 受付確認

申請者名	※法人の場合は、法人名と代表者名	申請日	令和 年 月 日
連絡先	※経営改善計画の審査に際し、内容確認等が必要になる場合がありますので、対応可能な連絡先（携帯電話等）を記載してください。 携帯電話： _____ メールアドレス： _____ FAX： _____		
申請理由等	※該当する申請理由の□にチェック（レ）を入れてください。 1 認定区分 <input type="checkbox"/> 新規認定 <input type="checkbox"/> 再認定 <input type="checkbox"/> 計画変更※新規認定及び計画変更の場合は、理由や目的を簡単に記入してください。 <記入欄> 2 現認定の認定期限 ※再認定の場合のみ ※認定を受けている市町村と期限を列記する 3 共同申請 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない		
同意欄	① 経営改善計画に修正が必要な場合、郵送やメール、又は申請した農業普及・振興課に来庁する等のいずれか希望する方法で対応する。 ② 認定事務の一部を委託している熊本県農業会議より、修正や内容確認についての連絡があった場合には、修正等に対応する。 ③ 関係市町村の意見聴取において、認定が適当でないとの回答があった場合には、当該市町村との協議に対応する。 ④ 経営改善計画に基づく規模拡大などの経営改善の取組みを実行するにあたっては、関係市町村等と十分に協議のうえ取り組むこととする。 以上の事項に同意します。 自 署 _____		

2 記載漏れ等チェック

チェック欄

1 認定申請者（来庁者）は本人か？（代理の場合：）	
2 申請者に事務処理期間（約1～2ヶ月）及び認定日の遡及はしないことを説明したか	
3 提出書類は揃っているか？ ①経営改善計画認定申請書 ②個人情報の取扱いに関する同意書 ③受付チェック票（本紙）	
4 経営改善計画書は消えないボールペン等で記載されているか？ 修正テープ等による修正がされていないか？	
5 提出書類に記載漏れはないか？特に所得目標等は記載されているか？	
6 認定を受けようとする市町村の認定基準の運用に基づいて、認定申請者に助言等を行ったか。（必要と認められる場合のみ）	
7 農用地又は農業生産施設が所在する区域に二以上の市町村（県内）が記載されているか。（※市町村が1の場合は市町村認定、県外が含まれる場合は国認定）	
8 複数市町村の農用地面積が記載されているか？ 作付面積と農用地の面積の整合性が取れているか？	
9 個人情報の取扱いについて説明したか？	
10 農業経営基盤強化準備金や融資、国庫補助事業等の活用を希望している場合は、経営改善計画に導入予定の施設・機械等が記入されているか。	

申請受付者（対応者）： 所属 _____ 氏名 _____

様式例3（市町村長への基本構想の写しの送付依頼）

農担第 号
年（ 年） 月 日

市町村長 様

熊本県農林水産部長

農業経営基盤強化促進法第13条の2第2項に基づく同意市町村に係る基本構想の写しの送付依頼について（依頼）

下記のとおり農業経営改善計画認定申請書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条の2第2項に基づき同意市町村に係る基本構想の写しを送付願います。

記

- 1 関係市町村名
- 2 認定申請者
住所
氏名

※農業経営改善計画認定申請書を添付する。

様式例 4（市町村長への基本構想の写しの送付依頼（回答））

農担第 号
年（ 年） 月 日

熊本県農林水産部長 様

市町村長

農業経営基盤強化促進法第 13 条の 2 第 2 項に基づく同意市町村に係る基本構
想の写しの送付依頼について（回答）

〇〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日付け農担第〇〇〇号により依頼のあったこのことについ
て、別添のとおり送付します。

（関係市町村名）

以上

様式例5（関係市町村の意見聴取）

農担第 号
年（ 年） 月 日

市町村長 様

熊本県知事 ○○ ○○

農業経営基盤強化促進法第13条の2第3項に基づく意見聴取について（依頼）

下記のとおり農業経営改善計画認定申請書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条の2第3項に基づく意見聴取を行います。

基本構想に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適当か否かを判断して、○○年（○○○○年）○月○日までにご回答願います。

なお、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を明示願います。

記

（認定申請者）

住所

氏名

※農業経営改善計画認定申請書を添付する。

様式例6（関係市町村の意見聴取（回答））

第 号
年（ 年） 月 日

熊本県知事 ○○ ○○ 様

市町村長

農業経営基盤強化促進法第13条の2第3項に基づく意見聴取（回答）

○○年（○○○○年）○月○日付け農担第 号により依頼のあった農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条の2第3項に基づく意見聴取について、下記のとおり回答致します。

記

1 農業経営改善計画の適否

（申請者名）の農業経営改善計画について、○○と判断します。

2 適当でないと判断した理由

（※適当でないと判断した場合のみ記載）

（1）適合しないと判断した認定基準

- 関係市町村の基本構想に照らして適合していないため。
- 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものでないため。
- 経営改善計画の達成される見込みが確実なものでないため。

（2）（1）の認定要件に適合していないと判断した理由

以上

様式例 7 (関係市町村等への通知 (認定、変更、取消))

農担第 号
年 (年) 月 日

(関係市町村長) 様
(その他関係機関) 様

熊本県知事 ○○ ○○

農業経営改善計画の認定 (変更認定、取消) について (通知)

下記の農業経営改善計画について、別添のとおり農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第12条第1項 (第13条) に基づき認定 (変更認定、取消) しましたのでお知らせします。

記

- 1 認定農業者名 :
- 2 認定番号 : 一 号
- 3 認定日 : 年 月 日
- 4 認定の有効期間 : 年 月 日まで
- 5 認定に係る関係市町村名 :

※農業経営改善計画、認定書 (変更) 及び取消通知書を添付する。

様式例 8（却下の通知）

農担第 号
年（ 年） 月 日

農業経営改善計画却下通知

〇〇 〇〇 様

熊本県知事 〇〇 〇〇

〇〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日に申請のあった農業経営改善計画は、認定要件に適合しないと判断しましたので、却下します。

1 却下の理由

- 関係市町村の基本構想に照らして適合していないため。
- 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものでないため。
- 経営改善計画の達成される見込みが確実なものでないため。

2 ①の認定要件に適合していないと判断した理由

（記載注意）

「却下の理由」は、基本要綱第5の4の（1）の①～③に掲げる認定要件との関係を明確にして、具体的に記載すること。

様式例9（取下げ申出書）

年（ 年） 月 日

熊本県知事 〇〇 〇〇 様

農業経営改善計画認定申請の取下げについて

〇〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日付けで申請した農業経営改善計画認定申請書について、
取下げを申し出ます。

（取り下げの理由）

（認定申請者）

住 所

氏 名（法人名・代表者名）

様式例 10（取下げ申出書の受理通知）

農担第 号
年（ 年） 月 日

〇〇 〇〇 様

熊本県知事 〇〇 〇〇

農業経営改善計画認定申請書の取下げについて

〇〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日付けで申し出のあった農業経営改善計画認定申請の取下げについては、受理しましたのでお知らせします。

（取り下げの理由）

様式例 11（取消の通知）

農担第 号
年（ 年） 月 日

農業経営改善計画の取消通知

〇〇 〇〇 様

〇〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日付けで認定した農業経営改善計画について、取消事由に該当しますので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第2項の規定に基づき認定を取り消します。

熊本県知事 〇〇 〇〇

- 1 認定番号： 一 号
- 2 認定日： 年 月 日
- 3 認定の有効期間： 年 月 日まで
- 4 認定に係る関係市町村名：
- 5 取消年月日： 年 月 日
- 6 取消理由：

なお、この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による取消訴訟を提起することができます。

審査請求ができる期間及び取消訴訟を提起することができる期間は次のとおりです。

（1）行政不服審査法の審査請求ができる期間

原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月又は当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき。

（2）行政事件訴訟法の取消訴訟を提訴することができる期間

原則として、当該処分があったことを知った日から6か月又は当該処分の日から1年を経過したとき。

様式例 12（取消しに係る申出書）

年（ 年） 月 日

熊本県知事 ○○ ○○ 様

農業経営改善計画の取消しについて

○○年（○○○○年）○月○日付けで認定を受けた農業経営改善計画について、以下の理由により取消しを申し出ます。

（取消しの理由）

（取消申請者）

認定番号

認定年月日

住 所

氏 名（法人名・代表者名）

農業経営改善計画の認定を受けられた方へ

1 認定通知書は、制度資金や農業経営基盤強化準備金などの添付書類に利用されておりますので、大事に保管してください。

※再発行の場合は、別途手続きが必要となります。

2 住所変更や連絡先など申請内容に変更がありましたら、必ず、担当者へご連絡をお願いします。

3 認定の有効期間の満了する日の6か月前までに、今後の手続き（認定の更新など）を進めるため、一度、ご連絡をお願いします。

4 認定に関するご質問などありましたら、ご遠慮なく担当者宛に連絡ください。

担 当
熊本県農林水産部生産経営局
農地・担い手支援課
担い手支援班 ○○、○○
TEL :
FAX :

様式例 14（期間満了のお知らせ）

農担第 号
年（ 年） 月 日

〇〇 〇〇 様

熊本県農林水産部長

農業経営改善計画認定の有効期間満了のお知らせ

〇〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日付けで認定した農業経営改善計画について、〇〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日で有効期間が満了しますのでお知らせします。

なお、再認定を希望される場合は、有効期間の満了の前に農業経営改善計画申請書を提出していただく必要があります。新たな農業経営改善計画の作成等には期間を要しますので、遅くとも有効期間満了日の3か月前までに当方へご連絡をお願いします。

担 当
熊本県農林水産部生産経営局
農地・担い手支援課
担い手支援班 〇〇、〇〇
T E L :
F A X :

農業経営改善計画認定の有効期間満了のお知らせ

1 農業経営改善計画の認定のお知らせ

あなたの農業経営改善計画認定の有効期間の満了を迎えようとしています。

有効期間満了後、認定を更新したい場合には、農業経営改善計画認定申請書の提出が必要となります。

2 認定を更新したい場合には、必ず、担当者へご連絡をお願いします。

3 なお、認定を更新しない場合には、認定書の返却をお願いします。

※ご質問などありましたら、ご遠慮なく担当者宛に連絡ください。

担 当
熊本県農林水産部生産経営局
農地・担い手支援課
担い手支援班 ○○、○○
TEL :
FAX :

年（ 年） 月 日

熊本県知事 ○○ ○○ 様

農業経営改善計画認定書の再発行について

年（ 年） 月 日付で認定を受けた農業経営改善計画について、下記の理由により再発行を申請します。

記

（認定書の再発行を必要とする理由）

（申請者）

住 所

氏 名（法人名・代表者名）

認定番号

